

緑と観光のジョイグループ個人情報保護事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、個人情報個人が個人の人格尊重の理念のもとに慎重に取扱われるべきものであることに鑑み、北海道立オホーツク流氷公園の指定管理者である緑と観光のジョイグループ（以下「ジョイグループ」という。）が保有する個人情報の適正な取扱の確保に関し、必要な事項を定めることにより、公園事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 個人情報、個人に関する情報で、個人が識別され、または識別され得るものをいう。
- (2) パソコンを使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力、その他これらに類する処理をいう。ただし、専ら文書を作成し、または文書若しくは図面の内容を記録するための処理を除く。
- (3) 文書等、ジョイグループの職員（以下「職員」という。）が職務上作成し、または取得した文書、図面であつて、役職員が組織的に用いるものとして、ジョイグループが保有しているものをいう。ただし、新聞、雑誌、書籍、その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。

(職員の責務)

第3条 ジョイグループの職員または、職員であつた者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。

(個人情報の収集の制限)

第4条 個人情報を収集しようとするときは、個人情報を取扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集するものとする。

2 個人情報を収集するときは、本人から収集するものとする。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りではない。

- (1) 法令等の規定に基づくとき。
- (2) 本人の同意があるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体または財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 国または地方公共団体から提供を受けるときで、事務の遂行上やむを得ずかつ、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、公益上特に必要があり、かつ本人の権利利益を不等

に侵害するおそれがないと認められるとき。

3 思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに人種、民族その他社会的差別の原因となるおそれがあると認められる社会的身分に関する個人情報は、収集してはならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りではない。

(1) 法令に定めがあるとき。

(2) 個人情報取扱事務の性質上当該個人情報が欠くことができないものであると認められるとき。

(個人情報の利用及び提供の制限)

第5条 個人情報取扱事務の目的を超えて、個人情報をジョイグループ内で利用し、またはジョイグループ以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りではない。

(1) 法令に定めがあるとき。

(2) 本人の同意があるとき。

(3) 出版、報道等により公にされているとき。

(4) 個人の生命、身体または財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) ジョイグループ内で利用する場合または国等に提供する場合で、当該個人情報を使用することに相当な理由があり、かつ本人の権利利益を不等に侵害するおそれがないと認められるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、公益上特に必要があり、かつ本人の権利利益を不等に侵害するおそれがないと認められるとき。

2 前項ただし書の規定により個人情報を利用し、または提供するときは、個人の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

3 法令等の規定に基づくときまたは公益上の必要があり、かつ個人情報の保護のために必要な措置が講じられていると認められるときを除き、通信回路による電子計算機その他の情報の情報機器の結合により、個人情報をジョイグループ以外の者に提供してはならない。

(個人情報の適正な管理)

第6条 個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めるものとする。

2 個人情報の漏えい、改ざん、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、個人情報を適正に管理させるため、個人情報管理責任者を置く。個人情報管理責任者はオホーツク流氷公園管理事務所所長（以下「所長」という。）とする。

3 保有する必要がなくなった個人情報は、確実にかつ速やかに廃棄し、または消去するものとする。

(開示の申出)

第7条 何人もジョイグループに対し、文書等に記録された自己の個人情報の開示（当該個人情報文書に記録されていないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）を申出ることができる。

2 未成年者または青年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の申出（以下「開示申出」という。）をすることができる。

(開示申出の方法)

第8条 開示申出をしようとする者は、別記第1号様式の「個人情報開示申出書」をジョイグループに提出しなければならない。

2 開示申出をしようとする者は、前項の申出書を提出する際、自己が当該開示申出に係る個人情報の本人または、その法定代理人であることを証明するために必要な書類を提出し、または提示しなければならない。

(開示申出に対する決定等)

第9条 開示申出があったときは、当該申出があった日の翌日から起算して14日以内に、当該申出に係る個人情報の開示をする旨またはしない旨の決定をし、別記第2号様式の「個人情報開示（非開示）決定通知書」により、開示申出をした者（以下「開示申出者」という。）に通知するものとする。

(開示の実施等)

第10条 前条の規定により個人情報の開示をする旨の決定をしたときは、遅滞なく、開示申出者に対し、当該決定に係る個人情報の開示をするものとする。

2 個人情報の開示は、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。ただし、開示申出に係る個人情報が文書等に記録されていないときは、文書によりその旨を通知するものとする。

(1) 文書または図面に記録されている個人情報、個人情報が記録されている文書等の当該個人情報に係る部分の閲覧または写しの交付

(2) 電磁的記録に記録されている個人情報、個人情報が記録されている電磁的記録の種類、情報化の進展状況を勘案して別に定める方法

3 前項本文に規定する方法により個人情報の開示をする場合において、当該文書等を閲覧に代えて、その写しを閲覧に供することができる。

(開示しない個人情報)

第11条 開示時申出に係る個人情報が次の各号に掲げる個人情報であるときは、当該個人情報の開示をしないものとする。

(1) 開示申出者以外のもの（国及び地方公共団体を除く。）に関する情報を含む個人情報で、開示することにより当該開示申出書以外の者の正当な権利利益を侵害するおそれがあるもの。

(2) 個人の評価、診断、判断、先行、指導、相談、その他これらに類する事項に関する

個人情報で、開示しないことが正当であると認められるもの。

- (3) 開示することにより、人の生命、身体、財産その他の利益の保護、行政上の義務に違反する行為の取り締まり、犯罪の予防及び捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれのある個人情報。
- (4) ジョイグループと国等との間における協議、協力、依頼等により行う事務に関して作成し、または取得した個人情報で開示をすることにより、当該国等との協力関係または信頼関係を乏しく損なうおそれのあるもの。
- (5) ジョイグループまたは国等が行うが行う調査、争訟、交渉、監督、検査、その他の事務に関する個人情報で、開示をすることにより当該事務または同種の事務の公正かつ適正な執行に著しい支障が生じるおそれのあるもの。
- (6) 法令の規定により、明らかに本人に対し開示をすることができないとされる個人情報。

(個人情報の部分開示)

第 12 条 開示申出に係る個人情報に前条各号の一に該当する個人情報（以下「非開示個人情報」という。）が含まれている場合において、非開示個人情報とそれ以外の個人情報と、当該申出の趣旨を損なわない程度に分離することができるときは、当該非開示個人情報を除いて、個人情報を開示するものとする。

(個人情報訂正の申出)

第 13 条 第 10 条第 1 項の規定による開示を受けた自己の個人情報の内容に事実について誤りがあると認めるものは、ジョイグループに対しその訂正を申出ることができる。

2 第 7 条第 2 項の規定は、前項の規定による訂正の申出（以下「訂正申出」という。）について準用する。

3 第 8 条第 2 項の規定は、訂正申出について準用する。

(訂正申出の方法)

第 14 条 訂正申出をしようとする者は、別記第 3 号様式の「個人情報訂正申出書」をジョイグループに提出しなければならない。

2 前項の申出書には、申出する訂正の内容が事実と合致することを証する資料を添付しなければならない。

(訂正申出に対する決定等)

第 15 条 訂正申出があったときは、必要な調査をしたうえで、当該申出があった日の翌日から起算して 30 日以内に、当該申出に係る個人情報の訂正をする旨またはしない旨の決定をするものとする。

2 前項の規定により個人情報の訂正をする旨の決定をしたときは、遅滞なく当該訂正申出に係る個人情報を訂正したうえで、また、個人情報の全部または一部の訂正をしない旨の決定をしたときは、遅滞なく別記第 4 号様式「個人情報訂正通知書」により訂正申出をした者に通知するものとする。

(不服申出書)

第 16 条 開示または訂正申出を受けた者は、当該申出決定等に不服があるときは、当該申出決定等があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、ジョイグループに対し不服の申出（以下「不服申出」という。）をすることができる。

2 不服申出をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申出所をジョイグループに提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所または居住（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名並びに事務所または事務所の所在地）

(2) 不服申出に係る開示または訂正決定等

(3) 不服申出に係る開示または訂正決定等があったことを知った年月日

(4) 不服申出の趣旨および理由

(5) 前各号に掲げるもののほか、別に定める事項

3 ジョイグループは不服申出があつた場合には、当該不服申出に係る開示または訂正決定等について、速やかに再度の検討を行い、その結果を文書により通知するものとする。

(費用の負担)

第 17 条 開示申出に係る手数料は無料とする。ただし、文書等の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(適用除外)

第 18 条 第 7 条の規定は、ジョイグループの職員の人事、給与、服装、福利厚生、その他これらに準じる事項に関する個人情報については適用しない。

(委任)

第 19 条 この要領の施行に関し必要な事項は、ジョイグループの代表者株式会社紋別観光振興公社代表取締役社長が定める。

附 則

この要領は、平成 21 年 11 月 15 日から施行する。

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別記第 1 号様式

個人情報開示申出書

令和 年 月 日

緑と観光のジョイグループ

代表者

株式会社紋別観光振興公社

代表取締役社長 棚 橋 一 直 様

住所

氏名

連絡先

電話番号

指定管理者緑と観光のジョイグループ個人情報保護事務取扱要領第 8 条の規定により、次のとおり個人情報の開示を申し出ます。

開示申出に係る個人情報の内容	
開示の方法 (希望する番号を○で囲んでください。)	1 文書等の閲覧または視聴 2 文書等の写しの交付 3 文書等の閲覧、視聴及び写しの交付

注 1 「開示申出に係る個人情報の内容」欄は、当該個人情報特定できるように具体的に記載してください。

2 申出の際には、本人であることを証明する書類（公的機関発行のもの。）を提出し、または提示してください。

【法廷代理人記入欄】この欄は、本人が申し出する場合は、記入する必要はありません。

本人の氏名及び住所	住所	
	氏名	
本人の状況 (該当する番号を○で囲んでください。)	1 未成年者 (年 月 日生) 2 成人被後見人	

注 法定代理人による申出の場合には、法定代理人自身を証明する書類（公的機関発行のもの。）のほか、法定代理人の資格を証明する書類（戸籍謄本等）を提出し、または提示してください。

別記様式第2号

個人情報開示（非開示）決定通知書

令和 年 月 日

様

緑と観光のジョイグループ

代表者

株式会社紋別観光振興公社

代表取締役社長 棚 橋 一 直 様

令和 年 月 日付で個人情報の開示をいただきました貴方様の個人情報につきましては、次のとおり決定いたしましたので、お知らせします。

記

次のとおり開示します。

日 時

場 所

開示内容

開示方法

次のとおり非開示と決定しました。

開示の申出内容

非開示の理由

※決定内容に不服がある場合は60日以内にジョイグループに対し不服の申出をすることができます。

注 施行の際は必要部分のみ記載すること。

個人情報訂正申出書

令和 年 月 日

緑と観光のジョイグループ

代表者

株式会社紋別観光振興公社

代表取締役社長 棚 橋 一 直 様

住所

氏名

連絡先

電話番号

財団法人北方文化振興協会個人情報保護事務取扱要領第14条の規定により、次のとおり個人情報の訂正等を申出します。

訂正申出に係る個人情報の内容	
訂正を求める内容	

- 注1 「訂正等申出に係る個人情報の内容」欄は、当該個人情報が特定できるように具体的に記載してください。
- 2 「訂正等を求める内容」欄は、訂正を求める箇所及び内容を具体的に記入してください。
- 3 申出の際は、訂正を求める内容に事実と合致することを証明する書類等を提出し、または提示してください。
- 4 申出の際には、本人であることを証明する書類（公的機関発行のもの。）を提出し、又は提示してください。

【法定代理人記入欄】この欄は、本人が申し出する場合は、記入する場合は必要ありません。

本人の氏名及び住所	住所	
	氏名	
本人の状況 (該当する番号を○で 囲ってください。)	1 未成年者 (年 月 日生) 2 成人被後見人	

注 法定代理人による申出の場合には、法定代理人自身を証明する書類（公的機関発行のもの。）ほか、法定代理人の資格を証明する書類（戸籍謄本等）を提出し、または提示してください。

別記第4号様式

個人情報訂正決定通知書

令和 年 月 日

様

緑と観光のジョイグループ
代表者
株式会社紋別観光振興公社
代表取締役社長 棚 橋 一 直 様

令和 年 月 日付けで個人情報の訂正の申出をいただきました貴方様の個人情報につきましては、次のとおり決定しましたので、お知らせします。

記

次のとおり訂正します。

訂正前

訂正後

次のとおり訂正しないことと決定しました。

理由

※決定内容に不服がある場合は60日以内にジョイグループに対し不服の申出をすることができます。

注 施行の際は必要部分のみ記載すること。